

法人 春日部

第 71 号

(平成 8 年 10 月号)



社団法人 春日部法人会

春日部市大字樋堀 369-4 春日部商工会館内
TEL 048(761)3551 FAX 048(752)8244



幸手市 市内循環バス

[わが町]

「市内循環バス」

幸手市では、高齢者や交通弱者の社会参加と公共施設への足の確保のために市内循環バスを平成 8 年 1 月 4 日から運行しています。2 台の循環バスは市役所を発着所に東・西の 2 コースを循環しています。

県内初の車いす専用のリフトを備え付けているほか、バスの乗り降りを手伝う人も常時搭乗しています。また、お年寄りや子どもたちがスムーズに乗り降りできるようにステップや手すりなども増設しました。市民の足としていつまでも幅広く利用していただくために市内循環バスのデザインは市民から公募し、幸手と平和を象徴するさくらとハトが描かれたものと、みんなが仲良く手をつないでいる姿が描かれたものとがあります。

全国 132 万社
の仲間がみんな
のために活
動しています。



税務署だより

年末調整について

年末調整

年末調整とは、給与の支払者がその年最後に給与の支払をする際、給与所得者の各人に、給与を支払う都度源泉徴収した所得税の合計額と、その年中の給与の支払総額について納付すべき税額（年税額）とを比較して過不足額の精算を行うことをいいます。この年末調整は、給与所得以外に他に所得のない大部分の給与所得者にとって確定申告に代わる役目を果たす重要な手続きであるといえます。

(1) 年末調整を行う理由

毎月（毎日）給与を支払う際に税額表によって所定の税額を徴収していくも、次のような理由によって給与を支払う都度源泉徴収した税額の合計額と、その年中の給与の支給総額に対して計算した年税額とは一致しないのが普通です。このため、その源泉徴収税額の過不足額を精算する必要がありますが、この精算の手続きを「年末調整」と呼んでいます。

イ その年の中途で扶養親族等の数に異動があること。

ロ 月額表などの税額表の作り方が簡略化されていること（老人控除対象配偶者や老人扶養親族の割増控除などは考慮せず、また、障害者、老年者等の控除は、通常の扶養親族がそれぞれ1人多くいるものとして税額表を適用することになっていることなど）。

ハ 配偶者特別控除や生命保険料控除、損害保険料控除などは、年末調整の際に控除することになっていること。

ニ 賞与の源泉徴収税率は、1年間に賞与が5か月分支払われるものとして算出されていること。

ホ 年末調整の際に税額控除（住宅取得等特別控除）を行うこと。

(2) 年末調整を行う時期

年末調整は、原則として、その年最後に給与を支払う際に行いますが、これには、次のような特例があります。

イ 年末の賞与を12月分の通常の給与より先に支払う場合の特例

12月に賞与以外の通常の給与と賞与とを支払う場合で、賞与を先に支払う時には、賞与に対する税額計算の手続きを省略する意味から、その賞与をその年最後に支払う給与とみなして、その賞与を支払う際に年末調整を行うことができます。

この場合には、後で支払う12月分の通常の給与の見積額とそれに対する源泉徴収税額の見積額とを含めたところで年末調整を行うことになりますが、12月分の通常の給与の実際の支払額とそれに対する源泉徴収税額がその見積額と異なることになった場合には、その12月分の通常の給与を支払う際に年末調整の再計算をします。

ロ 年の中途中で退職等をした人の場合の特例

次の場合には、それぞれの場合に該当することとなった時に、その人について年末調整を行います。

- ・ 給与の支払を受ける人が死亡により退職した場合
- ・ 給与の支払を受ける人が海外の支店等に転勤したことにより非居住者となった場合
- ・ 給与の支払を受ける人が著しい心身の障害のため退職した場合で、その退職の時期からみてその年中において再就職することができないと認められ、かつ、退職後その年中に給与の支払を受けることとなっていないとき
- ・ 給与の支払を受ける人が12月に支払期の

到来する給与の支払を受けた後に退職した場合

- いわゆるパートタイマーとして働いている人などが年の中途中で退職した場合で、その人がその年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下であるとき（退職後その年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます。）

(3) 年末調整の対象とならない人

年末調整は、原則としてその年最後に給与の支払をする際に行うことになっていますが、次に掲げるような人に支払う給与は、年末調整の対象になりません。

イ 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人。

その年最後に給与を支払う時までに「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人については、年末調整を行いません。

なお、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人は、通常次のような人です。

- 2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人（いわゆる乙欄適用者）
- 労働した日又は時間によって算定され、しかも労働した日ごとに支払われる給与（日額表の内欄を適用する給与）の支払を受けている人（日雇労働者など）
- 国内に、住所も1年以上の居所も有していない人（非居住者）
- その年中に支払を受ける給与の収入金額が2,000万円を超える人。
- 年の中途中で退職（死亡退職などを除きます。）した人。
- 「災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律」の規定により本年中の給与に対する源泉所得税につき徵収猶予や還付を受けた人。

(4) 年末調整の対象となる給与

年末調整の対象となる給与は、その年の1月1日から12月31日までの間に支払うことが確定

した給与です。

したがって、実際にその給与を支払ったかどうかに係なく、その年中に支払うことが確定している給与は、たとえ未払いであってもその年中の給与に含めて年末調整を行うことになります。

(5) 年末調整の事務手順

年末調整の事務手順（年末調整時に行う平成8年度分所得税の特別減税に関する事務を含みます。）などの詳しい内容については、年末調整を行う時期に税務署から配付される説明書（「年末調整のしかた」）を参照してください。

また、春日部税務署では社団法人春日部法人会との共催により次の会場で年末調整説明会も行いますので、是非お越しください。

年末調整説明会開催日程

開催日	開始時間	開催場所
11月18日(月)	午前10時	杉戸町商工会館 2階会議室
11月18日(月)	午後2時	庄和町役場 町民ホール
11月19日(火)	午前10時	幸手市商工会館 2階会議室
11月19日(火)	午後2時	栗橋町商工会館 2階会議室
11月20日(水)	午前10時	久喜総合文化会館 小ホール
11月20日(水)	午後2時	蓮田市コミュニティセンター
11月21日(木)	午前10時	春日部市中央公民館
11月21日(木)	午後2時	春日部市中央公民館
11月22日(金)	午前10時	岩槻市中央公民館
11月22日(金)	午後2時	岩槻市中央公民館
11月25日(月)	午前10時	鷺宮町庁舎 4階会議室
11月25日(月)	午後2時	菖蒲町庁舎 4階第一集会室
11月26日(火)	午前10時	宮代町商工会館 3階会議室
11月26日(火)	午後2時	白岡町庁舎 1階大会議室

税制改革で企業に活力を

全法連 税制要望大会開く

(社)春日部法人会より斎藤会長以下3名参加!!

全国法人会総連合の平成9年度税制改正要望全国大会が8月27日、東京・神宮外苑の日本青年館大ホールで開かれた。会場には8項目のスローガンが掲げられ(別掲)、全国130万会員の総意を訴えた。今大会では21世紀に対応できる税制要望のほか、国際化時代にふさわしく法人税負担を国際的水準並みに引き下げるなど、消費税率を充実する必要がある、と提言している。

税制改正要望大会の会場となった日本青年館ホールは、全国各地の法人会から選ばれた代表130名の会員で埋めつくされ熱気でいっぱいとなった。定刻の開会でいさつに立った服部禮次郎全法連会長は「我々法人会は、税のオピニオンリーダーとして税制のあり方について常に研究を行い意見を結集し、ここに平成9年度の税制改正要望事項を採択することとなった。この要望事項や我々の提案・提言をただ単に当局者や政治家に提案するのみでなく広く国民般に問い合わせ理解を求める努力をしていきたい」と述べ会員らに協力を呼びかけた。

続いて堀寛全法連税制委員長(同副会長)が提案した要望事項について趣旨説明した。要望は、「総論」と「各論」の2部構成となっている。

これら改正要望事項(別掲)は全法連青年部会連絡協議会の副会长7人が朗読し、最後に同協議会会长の利根川政明氏が決議文を強く読み上げ、要望事項・決議を満場一致で採択、月田哲雄副会长による閉会の辞で大会の幕を閉じた。全法連ではさっそく陳情団を編成して9月中旬には政府・与党をはじめ関係官庁に陳情する。

なお、当日は要望大会に先立って、慶應義塾大学教授の赤羽隆夫氏が「元気を取り戻せるか日本経済一現状と展望」と題し講演した。

税制改正に関する決議

わが国は、いま21世紀の到来を目前に、国際化と高齢化の急激な進展のなかで、歴史的というべき大きな転換期に直面している。しかも、製造業を中心とする事業活動の海外移転、いわゆる産業の空洞化が急速に進み、資産デフレの後遺症もあって、企業経営は厳しい困難に直面している。他方で、財政収支が多年にわたる過大な国債依存の政策によって、その本来の機能を果たしえない状況となっている。この難局を打破するためには、

わが国の経済・社会が活力を發揮しうる条件を整備する政策を果敢に実施しなければならない。具体的には行財政改革の断行、さらなる政府規制の緩和、税制改革の推進である。しかし、この国民的課題の遂行は、租税政策の面でもみるべき成果をあげていない。いまこそ法人の税負担を国際的水準に引き下げ、個人所得の減税も併せ行い、かつ消費課税を充実して、国税と地方税にわたる税制改革の実をあげるべきである。

よき経営者の集いを目指し、長年にわたり納税意識の高揚と税務知識の普及に尽力してきた当会は経済活性化に寄与する税制の構築を要望し、全国130万社会員の総意として、右、決議する。

平成8年8月27日

財団法人 全国法人会総連合
税制改正要望全国大会



大会風景



大会スローガン

- ◎活力ある経済・社会の構築めざす
税制の確立を!
- ◎財政赤字解消は国民的課題
行財政改革・規制緩和の断行を!
- ◎法人の実効税率は40%程度に
中小企業の税負担も軽減が必要!
- ◎同族会社の留保金課税を廃止し
中小企業の経営基盤強化を!
- ◎国税・地方税あわせ
所得税の最高税率50%に引下げを!
- ◎直間比率の是正・福祉財源に
消費税率のさらなる充実を!
- ◎事業税・住民税を見直し
法人の実効税率の引下げを!
- ◎中小企業は日本経済の原動力
事業承継に格段の配慮を!

全法連 税制改正要望

総論 (活力ある経済・社会の構築を目指す税制)

1. 大胆な構造的施策の推進を 将来の課題と認識されていた21世紀社会の到来が今や目前に迫ってきた。その21世紀を、より豊かで生き甲斐のある社会とするため、わが国の経済・社会の構造的改革が強く求められている。いまもなお続く資産デフレと昨年夏までの急激な円高とはいちじるしく企業収益力を低下させ産業の空洞化をもたらした。われわれ経営者がこの歴史的な転換期を乗り切り、厳しい試練を克服するための努力を実りあるものにするためには租税政策をはじめ、国と地方の施策が適切に運営されることが前提となる。政策当局はこのことを正しく認識し積極的な施策を講ずるべきである。

2. 強力な行財政改革の断行を わが国の財政收支は現在、世界最悪というべき状況に陥っている。たとえば長期債務残高は平成8年度末に442兆円に達する見込みで、財政収支の赤字は国内総生産の7%にも相当し、さらに財政処理を必要とするいわゆる隠れ借金が約43兆円もある。このような財政事情のもとでは財政に期待されている施策を遂行することはできない。そのために、社会保障関係費の抑制、各種補助金の減額など財政支出を減らすべきである。また、議員と公務員の定数を減らして給与費を節減、財政投融資も見直し、政府は財政再建の指標と目標年次とを設定すべきである。

3. 高齢化社会への積極的な備えを わが国は、いま社会革命ともいべき高齢化社会が進行している。現在でも年間約70兆円規模にもなる社会保障給付支出は4年後には90兆円を突破する。現状のまま推移すると租税負担と社会保険料負担は国民所得に対し確実に50%台に乗る。年金給付制度と医療保険制度とを改革しさらに経済の活力を復

活して将来とも国民負担率は50%未満、理想を掲げれば45%程度にとどめる必要がある。そのためにも、21世紀に向けた民間企業の活力発揮の基盤づくりが不可欠である。

4. 税制改革で経済の活性化を 経済・社会を国際化、空洞化、高齢化に対応できる強靭な体質に改めるうえで租税政策が負っている役割は極めて大きい。しかし、現実の税制はわれわれの期待に程遠いのが実情である。政治が責任を十分に発揮していないいためである。われわれが長年にわたり要望してきたように改革の方向は明らかである。まず、国税と地方税を通じ法人の税負担を引き下げる、少なくとも米国並みとする。併せて個人所得への課税も軽減する。そして消費税を充実し税収構造の直間比率を是正するなどの施策が是非とも必要である。

【各論】 1. 法人税制 かつては安易に法人に税負担を求める風潮がみられたが、いまや国際化時代にふさわしい法人税制を構築すべきだ。わが国の法人所得に対する課税は主要先進国で最高の水準となっている。法人の税負担軽減は基本的には消費課税の充実に求めるべきである。

①税率の引下げ=実効税率を40%程度に引下げ、少なくとも米国並みに。

②中小法人に対する特例=軽減税率を25%に引下げ、適用所得限度を1500万円に引上げる。

③留保金課税の廃止=中小企業の資本蓄積を税制面から制限するものであり、経営基盤の安定化を妨げているので廃止すべきである。

④公益法人等への課税=活動の実態に応じて課税する必要がある。

2. 所得税制 所得税は社会の中堅層の税負担が相対的に重くなってきており配慮すべきである。

①最高税率の引下げ等=特別減税の制度化により最高税率を50%とする。

②諸控除の見直し=勤労学生控除などのように制度創設の意義や効果が薄れたものは整理し個人年間保険料控除は大幅に引上げる。

③納税者番号制度の導入=今後さらに慎重な検討を行い国民の合意形成に努める。

3. 相続税制 事業承継にはさらなる配慮が必要であり、したがって①取引相場のない株式の評価の改善②贈与税の基礎控除を100万円程度に引上げを要望する。

4. 消費税制 今後の対応としては、とりあえず次の段階においてすでに指摘した法人所得と個人所得の大幅な減税等を実現するため、消費税率を7~8%に引上げることが必要だ。また、本格的な高齢化社会の到来にともない、近い将来、消費税率をEU諸国並みの2ケタにする必要がある。なお、消費税の創設以来、間接税体系の一層の整備が必要であり、課税対象や納税者が重複する特別地方消費税は廃止すべきである。

5. 地方税制 国と地方団体の役割分担の明確化や財源の配分が問題。地方交付税や補助金の仕組みなど国と地方自治体のあり方を見直すべきだ。

①固定資産税の見直し=從来の負担調整のやり方ではなく課税方式の抜本的見直し。3年ごとに評価額を見直す方式も改める②法人所得課税等の改善=所得課税方式による現行事業税を廃止または縮減を望む。

〈要旨〉

青年部会・女性部会 合同講演会開催

杉戸地区 金子 博

「税理士から見た経営者像」 関与先から学んだこと・経営のポイント

開催日 平成8年7月30日

会場 岩槻市中央公民館

塩原公認会計士事務所

講師 塩原修蔵先生

塩原修蔵先生 プロフィール

- ◆中央大学 経済学部 卒業
- ◆公認会計士 税理士
- ◆塩原公認会計士事務所所長
- ◆日本公認会計士協会埼玉県会 副会長
- ◆日本医業経営コンサルタント協会 常務理事
- ◆(社)日本医療法人協会 税制部会及び医療法人制度検討小委員会 専門委員会



青年部・女性部会合同講演会が上記要領で開催され、約180名が冷房装置の不調にもかかわらず非常に熱心に聴講した。

当日は、女性部会河津副会長の開会宣言で始まり、主催者として多ヶ谷青年部会長・土屋女性部副会長の挨拶の後、来賓にお迎えした春日部税務署神代第一統括官及び親会より齊藤会長にご挨拶頂いた。青年部会井上副会長による講師紹介の後、地元岩槻の塩原先生に「税理士から見た経営者像」との演題で講演を頂いた。



春日部税務署 神代(かじろ)第一統括官

仕事を通じて感じたこと、団塊の世代の問題、女性の組織参加については母親としてのPTAが身近な例である等、エピソードを交えて、非常に

考えさせられる問題を、心にしみる語り口で講演頂いた。猛暑にもかかわらず、「あっ」という間の90分が過ぎ去った。質疑応答の時間を頂いた後、女性部秋谷副会長の謝辞、青年部金子副会長の閉会により、有意義な講演会が終了した。



決算期別税務講習会開催!!

6月、7月及び8月の決算法人を対象に法人税及び消費税についての講習会を開催しました。

法人会で作成したテキスト、「会社の決算と申告一誤りのない申告のために」を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生に以下の内容を講義頂きました。

- (1)法人税の改正点及び法人の決算と節税について
- (2)消費税の改正点について
- (3)印紙税のあらまし

決算とは1年間の法人活動の集約であり、次年度の活動に役立てる為の重要な情報です。受講者は自分の会社の決算について熱心に取組んでいました。

[次回予定]

9、10、11月決算法人対象に下記の予定で行ないます。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 10/25 1:30~4:00 | 久喜総合文化会館
視聴覚ライブラリー室 |
| 10/28 1:30~4:00 | 春日部商工会館3F
大会議室 |
| 10/29 1:30~4:00 | 岩槻商工会館1Fホール |



春日部会場 8.8.6

=想うがまゝ=

その1



(社)春日部法人会白岡地区会
（株）井上工務店 井 上 堅 一

6月の終わりに、アメリカの3都市を訪れる機会を得ました。ニューヨークのマンハッタンのビル群に唖然とし、タクシーも通らないという黒人街のJAZZ喫茶ではいつ銃声が聞こえてくるのかという思いで緊張し、1ドルコインが1発当たれば700万ドル（7億円）というスロットマシーンがあるラスベガスで運だめしをして……。

そしてシカゴのオークパークを訪れる機会を得ました。そこには、日本の帝国ホテルの設計で有名な建築家のライトの作品が集まっているところであり、彼の最初の自宅兼事務所があった場所でもありました。まず驚いたのは、100年以上前の住宅がしっかりと立派に住まわれているということでした。確かに米国には中古住宅を循環させる仕組み、結婚したては一番小さな住宅に始まって、子供が生まれるたびに大きなものへ住み換える習慣があるというのは聞いていましたが、驚きました。

調べてみたらこんなデータが出てきました、1993年時点で30年以上前に建築された住宅がいくら残存しているかを国際比較したところ、日本は13%に対して、米国44%、フランス41%、旧西ドイツ46%という具合で日本が極端に低いことがわかりました。

さらに調べてみると、これは習慣や文化の違いだけの差ではなく、税制面での差があることが分かりました。たとえば、中古住宅の取引に対する税額控除、増改築に対する税額控除、中古住宅の資産価値の算出方法等、欧米は力点を置き、住宅の長寿命化を図っていました。私も住宅産業に携わるものとして、住宅の長寿命化へ技術面で努力していきたいと思いました。

=想うがまゝ=

その2

栗橋地区会
（株）セキ薬局 関 光 一

自分をしっかりと見据えて

あらゆる情報が猛スピードでかけ抜けている今、私たちはいかに惑わされず、地にしっかりと足をつけて歩んでいけるかが問題になってくる。それは、自分の言動に自信を持てるかに大いに関わる。

いじめや不登校の問題を抱え、週休二日制を導入し、家庭に責任を転嫁させようとしている学校教育。O157食中毒の発生により給食制度にも陰りが見えてきた。しかし働く親たちは不安を感じながらも、給食制度反対などといえる程、日々にゆとりを持ち合わせない。結局、原因が明確にされることなく安易な道へと流されてしまう。画一的な集団生活にまかせておいた方が、親たちにとっても都合が良いからであろう。

果たしてそれで幸せなのだろうか。経済社会においても競争に勝つために汗水流して働き、学校社会においても競争を余儀なくさせられる。もっとゆとりある競争はできないものか。

私たち日本人の意識調査では、将来の介護に不安を覚える人が多いという。それは核家族が主流になり、近くに面倒をみててくれる人がいないため。また、施設も少なすぎるからである。物質的には便利な住みやすい社会だが、これからは精神的にも安定感を持てる社会を創っていかなければならない。

競争なくしては経済の発展は考えられないが、もっと自分に優しい競争を心掛けたい。自分をきちんと見つめながら、見失うことのないように。それが必ず自分に還ってくるのだから。



委員会だより

広報委員会

平成 8 年 7 月 9 日 午後 2 時～

当日は春日部税務署より木下上席調査官をお迎えし、以下の事項について討議しました。

1. 会報69号（8/6月号）の発行結果について
2. 会報70号（8/8月号）の発行について

(1)表紙 (2)記事 (3)広告等について
集収と分担について打合せをしました。

3. 編集会議及び次回委員会の日程

編集会議 7月23日(火)

次回委員会 9月5日(木)

法人会活動を会員の皆様に知っていただく為、
キメ細かい広報活動が重要であると認識し、魅力
ある広報作りに努力して参ります。地区内でのイ
ベント記事や会員の声、想うがま、等是非投稿下
さい。又広告についてもご協力をお願い致します。
又当法人会で行う研修会等のお知らせは、会報に
記載又は会報や「ほうじん」発送時、付録として
同封しますので、必ずお読み下さい。



税制委員会

平成 8 年 7 月 11 日 午後 2 時～

当日は春日部税務署より木下上席調査官をお迎えし、以下の事項について討議しました。

1. 平成 8 年度税制改正のあらましについて
2. 平成 9 年度税制改正要望事項について

春日部法人会取まとめ分及び埼玉県連取ま

とめ分について

3. 8月27日予定の税制改正要望全国大会への参加予定者を、齊藤会長、落合税制副委員長、松岡事務局長と決定しました。



研修委員会

平成 8 年 7 月 16 日 午後 3 時 45 分～

当日は春日部税務署から木下上席調査官をお迎えし、以下の事項について討議しました。

1. 萩原研修委員長一県連研修委員会報告
2. 秋の県外一泊研修会について
3. 以後の研修計画について

研修活動については、当法人会の主要事業として、会員の皆様に役に立つ内容を充実した企画をする方針です。

秋の一泊研修会については、10月16日(水)～17日(木)、鬼怒川ホテル・ニュー岡部において経営コンサルタント古川英夫氏による『リーダーのための「決断」技術』を予定しています。9月発送の「ほうじん」に同封したお知らせを是非ご覧下さい。

その後の企画は、企業見学会として11月8日(金)に富士ゼロックス岩槻工場を予定しております。詳細については本号13頁を参照下さい。又2月には新春講演会を予定しておりますので是非ご期待下さい。

又、決算期別説明会、年末調整説明会等の税務講習会の他、各地区会でも独自に講習会を行っていますので積極的にご参加下さいますようお願い致します。



組織・厚生合同委員会

平成8年7月5日 午後3時30分～

今年度の会員増強運動及び福利厚生制度推進計画につき討議。

会員増強運動は永遠の課題である、又法人会の福利厚生制度は会員企業の経営者及び従業員にとっても非常に良い制度である。

両委員会が互いに協力し合い、積極的に推進すべく決議した。



地区会アラカルト

宮代地区会

女性部会1泊研修会に参加して

株野口建設 中島久子

去る6月6、7日の両日、女性部会としては初めての一泊研修会が湯西川温泉に於いて、春日部税務署の和田様、大同生命の瀬川様をはじめ、多数の参加のもとで行われました。

当日列車で向かった湯西川での最初の訪問は平家祭の出陣式。王朝の彩鮮やかに平家王廟が見事に蘇った姿は感動的でした。

夕刻、温泉で汗を流した後は和田様から消費税についての講演と栃木県のホテルの多さ、特色のある経営と女性が戦力となって活躍しているとの話を頂き、私共もその活躍ぶりに是非肖りたいと感じました。

お話しの後は、地元の特産物をふんだんに使ったいろいろ料理に舌鼓をうち、楽しいひとときに興じ研修会は無事終了しました。

常日頃、事務局員の皆様の御努力と御協力に、部員一同心より感謝申し上げ、今後とも宜しく御指導頂けますようお願い申し上げます。

庄和地区会

会員の、会員による、会員のための一泊研修会

庄和地区青年部会長 菊池隆喜

庄和地区会では、去る8月4日(日)、5日(月)の両日、鬼怒川温泉ホテルニューさくら会議室において、石原弘庄和町長、斎藤秀智(社)春日部法人会会长、岩井勇庄和町商工会会長ほか多数のご来賓をお迎えし第12回定期総会を開催しました。続いて本日の大きな行事である記念講演会が行われました。ここ数年、庄和地区会の恒例になりました『会員の、会員による、会員のための講演会』をめざして講師も外部講師を呼ばず、会員が勤めました。

テーマ 『私の挑戦』

講 師 (有)平成クリーン野菜工場

代表取締役 吉田法夫氏

平成元年に野菜工場を設立してから8年間の研究と苦労話、特に暑い夏には生産量が60~70%も落ちて、途中で何度もやめようかと思ったこと。そして、これを克服するのに8年もかかったこと。

うまく作れず悩んでいるときにお会いした、元筑波大学名誉教授・渋谷博士(戦後初めて水耕栽培を日本に導入した権威者)が「吉田さん、欧米の植物工場の成功はね、国や学者でなく民間人の血と汗と涙、そしてロマンの結晶なんですよ」の一言が吉田氏の心をさせて今日に至ったことなどを聞き、参加者43名の心に深い感銘と感動を与えました。



←講師 吉田法夫氏



↓第12回庄和地区会総会風景

白岡地区会

去る8月24日(土)、白岡町庁舎駐車場において、白岡町商工まつりが開催され、約3万人の人出を見ました。

当日は、テント29張り設営し、その中で「(社)春日部法人会白岡地区会」のPRコーナーを設け、広報紙、税に関する資料、法人会の入会のすすめ等のパンフレットを300人程に配布しました。

なお、この催しは、白岡地区会広報委員会、組織委員会、厚生委員会、女性部会の共同で行い、多数の役員さんのご協力をいただきました。

また、白岡地区会組織委員長・山田豊吉氏(埼玉県陶芸作家協会の会員)の指導のもとに「陶芸絵付教室」を開催しました。

折からの陶芸ブームと夏休み後半の作品造りとが重なったため、開催時間中、親子づれが間断なく来場し大盛況でした。



地区会事務局

蓮田地区会

一泊研修会

蓮田地区会では、さる9月4日～5日に福島県芦ノ牧温泉にて研修会が開催されました。

研修会には、役員をはじめ多くの会員の方々に参加いただき盛大に行われました。研修内容は、来年に税制改正が予定されているため、「消費税の改正点」と題して、春日部税務署のオーネスト国税調査官、神代(かじろ)様に分り易く説明していました。出席した会員は熱心に聴講しておりました。

閉会後は、温泉に入り、日ごろの疲れを癒した。のち、懇親会に移り、なごやかな雰囲気の中に親睦と情報交換が行われ、充実した有意義な地区会

一泊研修会でした。

杉戸地区会

日帰り研修会

女性部副部会長 高橋 佐恵子

1996年9月6日(金)、恒例になりました杉戸地区会女性部会の日帰り研修会が行われました。春日部税務署から法人課税第一部門・木下稔上席調査官様、同じく深津美井子大蔵事務官様、春日部法人会事務局から伊藤様、渡辺様、杉戸地区会親会から砂川副会長様、杉戸地区会事務局から新井様をお迎えし、総勢31名にて大蔵省滝野川紙幣印刷局と警視庁を見学のあと、ホテル・ニューオータニに於いて夕食会という日程を無事こなして、皆楽しく和気あいあいの一日を過して参りました。いつもながら春日部税務署様の御協力のもとに、日毎充実した会が持てますことを誇りにこれからも部員一同、一生懸命努力致す所存でありますので宜しく御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

〈研修の感想を一言。〉

- (1)大蔵省滝野川紙幣印刷局→1億円をかかえてニコリ、記念に写真をパチリ。
- (2)警視庁→明治時代の交番の中に入り、あまりの狭さにびっくり。
- (3)ホテル・ニューオータニ→1日の研修を終えて、皆仲良くテーブルに座し、和やかに会食。今日の見学のお話やら四方山話に花が咲く。

それぞれ、楽しい思い出をつくり家路に着く。御苦労さまでした。



大蔵省印刷局
滝野川工場にて
筆者

杉戸地区会

杉戸地区会女性部会平成 8 年度秋の研修会は、9 月 6 日(金)、参加者総数 31 名でバスによる見学研修会が開催されました。

午前 10 時、大蔵省印刷局滝野川工場にて、本日ご出席の春日部税務署法課税 I 木下稔上席調査官様、同法課税 I 深津美井子大蔵事務官様をお迎えして見学研修は開始されました。

この後、警視庁見学があり、しめくくりは、ホテル・ニューオータニ 40 階スカイラウンジの世界の料理で夕食会。本日ご協力を賜りました春日部税務署法課税 I 木下稔上席様よりご挨拶があり、有意義な研修会は和やかに終始して、今めぐって来たばかりの会場が眼下に見えていた。

(砂川祐亮・記)



大蔵省印刷局滝野川工場にて

菖蒲地区会

社団法人春日部法人会菖蒲地区総会が 8 月 23 日、菖蒲町あやめ会館に於いて、多数の会員の出席のもと開催された。伴菖蒲地区会会长の挨拶(やや、きびしい日本経済の現状認識)に続き、平成



7 年度の事業報告、収支決算書の承認、及び平成 8 年度の事業計画、予算が承認された。又、(社)春日部法人会々長・齊藤秀智氏より、同法人会の変遷及び今後の姿につきお話しがあった。

宮代地区会

「スーパーの女」

金 子 弘

宮代地区青年部会では、9 月 8 日「スーパーの女」というテーマで研修会を開催しました。今回は伊丹十三監督の映画にちなんで、地元版の「スーパーの女」ということで『スーパーかわいち』の折原マサ子社長を講師に迎え、経営とは!人生哲学とは何かを語っていただきました。

折原マサ子社長は、もともと銀行員であったそうですが、スーパーを経営していた折原巖氏(現主人)と知り合いご結婚。その後はひたすら商売の道を走り、一時はスーパーを 8 店舗まで有するに至りました。しかし採算の合わない店舗は次々と閉店し、現在は残る 3 店舗に全力で取り組んでいるそうです。

その社長の語らいは常に楽しく、私達はその話の中に引き込まれていくような気がいたしました。

苦労を苦労とせず、常に前向きに物事を考え前進していく。緻密で大胆な発想、行動力。私達はそのユーモアと笑顔の中に社長の生き方のきびしさを感じることができました。それに商売の基本はいつの時代でも「いらっしゃいませ」「ありがとうございました」という気持が最も大事だということを教えてもらいました。

このすばらしい女社長マサ子さんは、一面家に帰ればやさしい妻であり親であり、地域社会の奉仕活動者であります。たった 1 時間の講演でしたが、すばらしいお話を聞かせていただきありがとうございました。今後も女将として、また私達の良き姉御としてがんばっていただきたいたいと思います。



女性部会一泊研修会の お知らせ

今年度も秋の女性部会一泊研修会を開催致します。女性部会員の奮ってのご参加をお願い申し上げます。



記

- 1. 日 時 平成8年11月26日(火)~27日(水)
受付開始 26日午後2時
開始午後3時~4時30分
- 2. 会 場 鬼怒川温泉ニューオー光水閣 会議室
栃木県塩谷郡藤原町大字滝482-6
(TEL 0288-76-2525)
- 3. 研 修 講演「これからの家族と社会」
講師埼玉県副知事坂東眞理子先生
- 4. 定 員 80名(先着順締切りと致します。)
- 5. 申 込 氏名、法人名、電話番号を10月28日(月)までに、電話またはFAXで
社団事務局へお申し込み下さい。
TEL 048-761-3551
FAX 048-752-8244
- 6. 研修会費 ¥13,000
- 7. そ の 他 現地集合、翌朝朝食後解散

厚生委員会だより I

法人会大型保障制度発足 25周年キャンペーン実施中

経営者大型総合保障制度の最近1年間にお役立ていただいた会員の皆様にお知らせいたします。
(全法連ベース 平成7年4月~平成8年3月)

保 障 金	件 数	金 額
死亡・高度障害・後遺障害等保障金	3,322件	726億 774万円
病気による入院保障金	23,478件	54億8,675万円
事故による入院保障金	3,019件	5億9,759万円
病気による手術保障金	10,927件	18億3,874万円
事故による手術保障金	1,115件	1億5,676万円
病気・事故による看護給付金	124件	2,709万円
事故による休業保障金	4,748件	14億1,522万円
事故による通院保障金	15,365件	24億4,787万円
事故による医療保障金	4,203件	1億7,905万円
合 計	66,301件	847億5,681万円

※大型保障制度では、損害保険もセットされていますので、上記の通り幅広い保障内容となっております。掛金も法人会の制度として割安となっておりますので自信をもっておすすめいたします。

厚生大臣認可登録店

美容室 サロンド・潤

有限会社 力ミ
TEL 048-746-0123

カット & パーマ

庄和町南桜井駅前

代表取締役 下田 稔美

第2回 企業見学会のご案内

【参加会員募集中】

会員の皆様には日頃、法人会活動にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。前回の企業見学会がご好評をえましたので、本年度も情報機器の最先端企業であります「富士ゼロックス=岩槻工場」の企業見学会を下記の通り企画致しましたので、多くの会員がご参加下されますようご案内致します。

記

1. 日 時=平成8年11月8日(金) 午後2時~午後4時
- 集 合=岩槻駅前通りあさひ銀行岩槻支店前に午後1時35分迄にお参集下さい。(時間厳守)

往復専用送迎バス利用	往路 バス出発予定 午後1時40分
	復路 " 午後4時10分
2. 見学場所=岩槻市府内3-7-1 富士ゼロックス岩槻工場
☎048-798-5111 (担当/総務部にい原様) ◆情報機器=開発、製造◆
3. 参加者数=会員30名(希望者多数の場合は先着順で締め切り致します)
4. 参加費用=無料
5. 申込先=社団法人 春日部法人会事務局宛 春日部市樋堀369-4
TEL 048-761-3551 FAXで申込: FAX 048-752-8244
6. 申込締切=平成8年10月18日(金) 参加者の方には後日、詳細パンフレットをお送り致します。
♣ 参加者の方には本年完成の岩槻駅前再開発ビル=WATSU(ワツ)の見学もお薦めします♣

〈コピーにてご利用下さい。〉

企業見学会参加申込書

社団法人 春日部法人会 御中

(FAX 048-752-8244)

平成8年11月8日(金)の企業視察に参加致します。

住 所:

事業所名:

TEL _____ FAX _____

参加者氏名_____

清酒

寒梅

■品質一筋に170余年

寒梅酒造株式会社

埼玉県久喜市中央2-9-27

TEL (0480)21-2301 FAX (0480)23-2078



厚生委員会だよりII

「PL法施行から1年」

施行前の責任にも訴訟の波が!

- PL法の施行前の責任にもかかわらず、「商品の欠陥」に基づく訴訟がなされています。
- ①93年7月、シロアリ駆除に殺虫剤の使用法を誤り、居住者に痛みや吐き気、後遺症発生。請求額335万円、95年12月東京地裁提訴。
- ②93年11月購入した輸入高級車。94年1月運転中に白煙を上げ操作不能となり衝突、全損750万円の請求。96年2月東京地裁提訴etc。
2. 国民生活センターに寄せられるクレームは、PL法施行から今年4月迄の10ヶ月間で、前年度比1.5倍、合計6,215件となっています。
- 理美容品や化粧品の使用による皮膚への影響、健康食品や家具、寝具類に関する物が多く見られます。
3. 幼児が消費者となり得る食料品については、農林水産省では「注意表示の記載」などの事故防止対策を業界に要請しています。

厚生委員会だよりIII

がん情報FAXサービスをご活用下さい。

本年4月より(財)国際医学情報センターがAFLACの協賛により、がん情報FAXサービスを開始しています。

アメリカ国立がん研究所が発表したがん最新情報が24時間お好きな時間に日本語で手に入り、利用者の負担は通常の電話料金のみとなります。利用者はFAX受信のできる電話機を使いアクセスすると、自動的にFAXに情報が届く仕組みです。今回はスタート時でもあり、第1次提供として日本で発生順位の高い胃がん、肺がん等、7項目余りの情報となります。最終的には約40項目のがん情報の提供を予定しています。

知りたい情報を同時に、安価に入手できる機会をぜひご活用下さい。

アクセスTEL番号: 03-5361-7075

※ブッシュ回線のFAX電話にてご利用になれます。

関久信氏ご逝去



当法人会理事・研修委員（栗橋地区会副会長）は8年8月5日、永眠されました。（行年65才）ご冥福をお祈り致します。

「そろそろ、決めるか」

Lタイプの
すぐれた
特長



- ◆最長65歳までの長期保障、保険料は満期まで一定。
- ◆法人が負担した保険料は、一定の範囲で損金に算入できます。
- ◆重責にふさわしい最高4億円を超える大型保障。
- ◆退職金、功労金などの財源として利用できます。

- ◆充実の医療保障で安心。
- ◆海外での事故・病気も保障。(海外アシスタンスサービス制度あり)
- ◆国内・海外での救援者費用も保障。
- ◆女性医療特約により女性特有の疾病による入院も保障。

企業保障プラン〔総合型〕

法人会の経営者大型総合保障制度

引受会社 DAIDO 大同生命

埼玉東支社/春日部市中央1-51-1
TEL 048-734-3371

AIU

大宮支店/大宮市吉敷町1-23-1
(大同生命大宮ビル5F) TEL 048-641-7510